

第4条(契約産業廃棄物の適正処理に必要な情報の提供等)

1 甲は、契約産業廃棄物を適正に中間処理・埋立処分するために必要な以下の情報等(以下、「廃棄物データシート(WDS)」(環境省「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 契約産業廃棄物の発生工程
- (2) 契約産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発性等性状の変化に関する事項
- (4) 他の廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項
- (5) 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、含有マーク表示に関する事項
- (6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
- (7) その他契約産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 甲は、前項により提供した情報の内容を証するために、本契約有効期限内に別表1に定める時期又は回数に基づき、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による検査を実施し、分析結果報告書を乙に提出する。この場合の検査費用は甲の負担とする。

3 甲は、第1項の情報に変更がある場合又はその可能性がある場合には、当該産業廃棄物が第6条に定める処分の場所に搬入される前に、その内容を書面にて乙に通知しなければならない。

第5条(排出事業場)

- ① 契約産業廃棄物の排出事業場は、次のとおりとする。

名 称 : _____
住所又は所在地 : _____

- ② 契約産業廃棄物の排出事業場は、別表2のとおりとする。

第6条(処分の場所、方法及び処理能力)

1 契約廃棄物を処分する場所(以下、「本件処理施設」という。)方法及び処理能力は、次のとおりとする。

本件処理施設の名称 : 安定・管理型最終処分場
所 在 地 : 天塩郡豊富町字上サロベツ4823番2、6722番20、23
最 終 処 分 の 方 法 : 埋立
処分に係る施設の処理能力 : 面積 10,868㎡ (総面積 13,916㎡)
容量 62,512㎡ (総容量 87,090㎡)

本件処理施設の名称 : 木くずの破碎施設
所 在 地 : 天塩郡豊富町字上サロベツ6722番23
最 終 処 分 の 方 法 : 破碎
処分に係る施設の処理能力 : 4.7 t/日(8時間)、0.59 t/時間

本件処理施設の名称 : 選別施設
 所在地 : 天塩郡豊富町字上サロベツ6722番23
 最終処分の方法 : 選別
 処分に係る施設の処理能力 : 251.92t/日(8時間)

2 中間処理後の最終処分(再生含む)場所(予定)

再生品目	売却先等	売却先の所在地	利用方法
木材チップ	信栄工業株式会社	河西郡芽室町東芽室基線11番地7	家畜の敷藁
	森産業株式会社	河東郡士幌町中音更基線168番地	
選別後の土	当組合 安定・管理最終埋立 処分場	天塩郡豊富町字上サロベツ4823-2、 6722-20、23	覆土
選別後の根	当組合 安定・管理最終埋立 処分場	天塩郡豊富町字上サロベツ4823-2、 6722-20、24	最終処分

第7条(容器等への表示)

甲は、契約産業廃棄物であることを乙が確認できるようにするため、容器等で搬入する場合には「容器貼付用ラベル」貼付し、又は、甲乙が協議し定めた方法により契約産業廃棄物である旨を表示する。

第8条(追加情報の提供)

乙は、関係法令等の改正、本件処理施設や付帯設備の変更等に伴い、契約産業廃棄物を適正に処理するために契約産業廃棄物の性状等に関する追加情報(以下、「追加情報」という。)が必要となるときには、甲にその理由を説明するとともに追加情報の提供を求めることができる。甲は、乙の求めにより追加情報を乙に提供しなければならない。この場合において、第4条第2項に定める検査が必要となった場合の検査費用は、甲乙協議により定める。

第9条(搬入業者)

- 1 契約産業廃棄物の本件処理施設への搬入は別表3の事業者(以下、「搬入業者」という。)が行う。
- 2 甲は、搬入業者を本件施設に入場させるにあたっては、乙が定める手続きに従わなければならない。
- 3 甲は、搬入業者に本件処理施設内において乙の指示に従うことを通知しておかななければならない。
- 4 搬入業者が前項の規定に従わない場合は、乙は搬入業者に本件処理施設からの退出及び施設への立入禁止を命じることができる。

第10条(契約産業廃棄物の処理施設への搬入)

- 1 甲は、量の多少にかかわらず契約産業廃棄物以外の廃棄物(契約産業廃棄物以外の廃棄物が混入している場合も含む。以下、「契約外廃棄物」という。)を本件処理施設に搬入してはならない。
- 2 甲は、甲の責任において産業廃棄物管理票(電子マニフェストを含む。以下、「マニフェスト」という。)に関係法令で要求される事項を、契約産業廃棄物を本件処理施設に搬入するまでに、正確かつ漏れのないように記載又は登録しなければならない。
- 3 マニフェストの記載又は登録事項に誤りまたは漏れ(電子マニフェストに登録されていない場合を含む。)がある場合は、乙は契約産業廃棄物の搬入を一時停止することができる。その場合、乙は甲にマニフェストの記載内容の修正を求め、その内容を確認のうえ、契約産業廃棄物を搬入するものとする。
- 4 乙は、契約産業廃棄物の搬入時に当該契約産業廃棄物の搬入数量を把握するために、計量を行うことができる。
- 5 乙は、契約産業廃棄物であることを確認するために、搬入時に目視検査、展開検査、その他の方法により搬入検査を行うことができる。
- 6 乙は、契約産業廃棄物であることを確認するために、甲にあらかじめ通知することなく抜取検査を行うことができる。
- 7 前項に規定する検査を実施する場合、その結果が判明するまでの間、乙は搬入廃棄物の搬入を停止するか、監督行政庁と相談した上で必要な措置を講ずることができる。

第11条(業務終了報告)

乙は、本契約に基づく中間処理・埋立処分業務が終了した場合には、甲に業務終了報告又はマニフェストの写し(D票)の送付又は電子マニフェストへの処分終了報告の登録をもって代えることができる。

第12条(処分料金)

- 1 契約産業廃棄物の中間処理・埋立処分に係る料金は別表4のとおりとし、当該料金の「料金」とする。
- 2 「料金」は別表4に定める単価に、第10条4項の規定により計量した搬入数量を乗じた額とする。ただし、第14条第1項の規定により計量した返還数量を差し引いた数量とする。
- 3 経済情勢の変化等により「産廃処分価格表」に定める処分料金が不相当となったときは、甲乙協議によりこれを改定することができる。

第13条(処分料金の請求及び支払い)

- 1 甲は、乙の請求に基づき乙に処分料金を支払う。処分料金の計算期間、請求締切日、支払期日、支払方法は次のとおりとする。

計算期間：毎月1日から末日まで

請求締切日：毎月末日

支払期日：翌月末日

支払方法：現金又は指定金融機関口座振り込み(振込手数料は貴社負担)

- 2 消費税、地方消費税は処分料金に含めて徴収する。なお、消費税率は第11条に基づき業務終了報告を行った日における税率によるものとする。
- 3 本件処理施設が所在する地方公共団体において、条例により産業廃棄物税が定められている場合は、産業廃棄物税の負担者は条例の定めによるものとする。
- 4 甲が本契約に基づく債務の支払いを遅延したときは、乙は支払期日の翌日から支払済に至るまで、年 2.5 パーセント(年365日日割り計算)の割合による遅延損害金を請求することができる。

第14条(契約外廃棄物搬入時の措置)

- 1 第10条第5項に定める搬入検査又は第10条第6項に定める抜取検査の結果、甲が乙の施設に搬入した廃棄物(以下、「搬入廃棄物」という。)が第10条第1項に定める契約外廃棄物であると乙が判断した場合には、乙は、甲に書面によりその理由を通知したうえで、搬入廃棄物の全て又は一部を返還することができる。
- 2 甲は、乙から前項に基づく通知があった場合は、甲の責任において搬入廃棄物を速やかに引き取らなければならない。
- 3 乙は、第1項により搬入廃棄物を甲に返還する際に、返還数量を把握するために計量を行うことができる。
- 4 搬入廃棄物が契約外廃棄物であることが判明した場合には、乙は、甲にその原因及び今後の対策について書面による報告を求めることができる。乙は、甲から報告された内容の実効性が確認できるまでの間、乙の判断により契約産業廃棄物の搬入を停止することができる。

第15条(契約外廃棄物返還時の手数料)

- 1 乙が前条第1項の規定に基づき搬入廃棄物の全て又は一部を甲に返還した場合には、乙は、甲に以下の手数料を請求することができる。

手数料(消費税及び地方消費税を含む)：55,000円

- 2 経済情勢の変化等により前項に定める手数料が不相当となったときは、甲乙協議によりこれを改定することができる。

第16条(契約外廃棄物返還時の請求及び支払い)

- 1 乙は前条に定める手数料をいつでも請求することができる。
- 2 甲は、乙から前項の定めに基づき手数料を請求されたときは、乙が指定した期日までに乙が指定した方法により手数料を払わなければならない。
- 3 消費税、地方消費税は甲の負担とする。
- 4 甲が前項に定める手数料の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 2.5 パーセント(年365日日割り計算)の割合による遅延損害金を請求することができる。

第17条(甲乙の責任範囲)

- 1 乙は、契約産業廃棄物を、処分の完了まで関係法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において、関係法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させてはならない。ただし、甲にもその原因がある場合はこの限りではない。
- 3 乙が、第1項の業務の過程において、甲以外の第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の方法(甲が委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させてはならない。ただし、乙にもその原因がある場合はこの限りではない。
- 4 第1項の業務の過程において、乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の方法(甲が委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させてはならない。ただし、乙にもその原因がある場合はこの限りではない。
- 5 本契約に基づき業務を進めるうえで、監督行政庁による立入検査の結果、関係法令に抵触する可能性が疑われ、その是正に向けて指導があった場合には、甲乙はその指導に従わなければならない。

第18条(再委託の禁止)

乙は、本契約第1条に定める業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て関係法令に定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

第19条(権利・義務の譲渡等の禁止)

甲及び乙は、本契約上の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第20条(実地確認)

- 1 甲は、本契約に定める業務の遂行状況を確認するために、本件処理施設及びその他甲が実地確認を必要と考える乙の施設を、本契約の有効期間内に以下に定めるとおり実地確認することができる。

実地確認回数： 1回／年

- 2 乙はやむを得ない事情がある場合を除き、前項の実地確認を拒んではならない。
- 3 甲が中間処理業者であって、乙との契約関係にない甲の顧客が本件処理施設を確認しようとするときは、甲は乙の定める手続きに従うものとする。
- 4 その他、実地確認に必要な事項は、甲乙協議により定める。

第21条(業務の一時停止)

- 1 乙は、契約産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、直ちに本契約上の業務を一時停止し、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに契約産業廃棄物の処理の状況を把握する等、必要な措置を講じるとともに、乙が処理を適正に行えるようになるまでの間、新たに契約産業廃棄物の搬入を行わない。

第22条(機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表又は第三者に開示する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第23条(契約の変更)

甲又は乙は、甲乙の協議により本契約の内容を変更することができる。この場合において、第3条に定める契約産業廃棄物、第12条に定める処分料金、第27条に定める契約の有効期間に変更が生ずるときは、書面を作成するものとする。

第24条(契約の解除)

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の条項いずれかに違反したときは、書面によって相当の期間を定めて勧告のうえ、定めた期間内にこれが是正されない場合には本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に勧告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲及び乙から本契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から搬入された契約産業廃棄物について処理が未だに完了していないものがあるときは次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、本契約が解除された後も、契約産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任を免れない。乙は、甲から搬入された未処理の契約産業廃棄物の処分を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で許可を有する他の業者に乙の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合にその業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、その旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 乙がロに該当する場合、甲は当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、甲から搬入された未処理の契約産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、乙に対して甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、甲から搬入された未処理の契約産業廃棄物を、甲の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第25条(協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各事項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第26条(管轄裁判所)

甲及び乙が、本契約に関連して訴訟を提起するときには、旭川地方裁判所稚内支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第27条(契約の有効期限)

本契約は、有効期間を 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 までとする。

本契約の成立を証するために本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和 年 月 日

甲(排出事業者) 住所又は所在地

氏名又は名称

乙(中間処理・

最終処分業者) 住所又は所在地

天塩郡豊富町字上サロベツ1188番地の51

氏名又は名称

豊富町産廃処理協同組合

代表理事 佐々木 正義

別表1-1 契約産業廃棄物(第3条、第4条)

管 理 番 号		任意の記号又は番号
産 業 廃 棄 物 の 種 類		
産 業 廃 棄 物 の 名 称		
産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報(第4条第1項に定める情報)	別紙「廃棄物データシート(様式2-1-1)」のとおり	
石綿含有産業廃棄物の有無	無	有 ()
水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	無	有 ()
特定産業廃棄物の有無	無	有 ()
輸 入 廃 棄 物 の 有 無	無	有 ()
数 量	t	

管 理 番 号		任意の記号又は番号
産 業 廃 棄 物 の 種 類		
産 業 廃 棄 物 の 名 称		
産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報(第4条第1項に定める情報)	別紙「廃棄物データシート(様式2-1-1)」のとおり	
石綿含有産業廃棄物の有無	無	有 ()
水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	無	有 ()
特定産業廃棄物の有無	無	有 ()
輸 入 廃 棄 物 の 有 無	無	有 ()
数 量	t	

※「産業廃棄物の種類」又は「産業廃棄物の名称」ごとに本表を作成し、任意の管理番号を付して別表2との整合性を管理すること。

※「産業廃棄物の種類」又は「産業廃棄物の名称」が同じであっても、契約産業廃棄物の性状が異なる場合等には、それぞれについて本表を作成し、任意の管理番号を付して別表2及び別表4との整合性を管理すること。

別表 2 - 1 排出事業場(第 5 条)

項 目	内 容	摘 要
別表 1 の管理番号		任意の記号又は番号
名 称		会社名又は現場名
住所又は所在地		

項 目	内 容	摘 要
別表 1 の管理番号		任意の記号又は番号
名 称		会社名又は現場名
住所又は所在地		

項 目	内 容	摘 要
別表 1 の管理番号		任意の記号又は番号
名 称		会社名又は現場名
住所又は所在地		

項 目	内 容	摘 要
別表 1 の管理番号		任意の記号又は番号
名 称		会社名又は現場名
住所又は所在地		

項 目	内 容	摘 要
別表 1 の管理番号		任意の記号又は番号
名 称		会社名又は現場名
住所又は所在地		

項 目	内 容	摘 要
別表 1 の管理番号		任意の記号又は番号
名 称		会社名又は現場名
住所又は所在地		

※ 契約産業廃棄物の排出事業場が複数ある場合に使用する。

※ 別表1の管理番号を用いて契約産業廃棄物の排出事業場を管理する。

別表3 搬入業者(第9条)

名 称	
代 表 者 の 氏 名	
住 所 又 は 所 在 地	

産業廃棄物収集運搬業の許可

許 可 都 道 府 県 ・ 政 令 市	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 範 囲 (取り扱う産業廃棄物の種類)	
許 可 の 条 件	
許 可 番 号	

